

お知らせ（薬）017
平成30年12月11日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、今回公表するマスターは、平成30年12月12日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20181212」に設定し収載しております。

記

平成30年12月11日付け厚生労働省告示第410号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：1コード）